

平成30年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成30年9月10日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成30年9月10日（月曜日） 午前10時00～午前11時13分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉

欠席委員（1人）

委 員 茂 木 隆

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸	次長兼総務課長：福原勝人
総務課副主幹：大釜弘靖	総務課主任：小山田雄弥
市民部長：佐川浩資	市民課長：三浦幸子
市民課参事：佐々木博喜	市民課主査：柴田有希
環境交通安全課長：伊藤敬	環境交通安全課主幹：稲田智文
環境交通安全課主査：佐々木哲哉	消費生活センター所長：俵谷憲朗
消費生活センター主幹：板垣さとみ	
神岡支所長：齋藤博美	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進 藤 稔 剛

審議案件

- 第 1 議案第 8 6 号 字の区域の変更について
 - 第 2 議案第 8 7 号 大仙美郷環境事業組合の解散について
 - 第 3 議案第 8 8 号 大仙美郷環境事業組合同規約の一部変更について
 - 第 4 議案第 8 9 号 大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について
 - 第 5 議案第 9 0 号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙
北広域市町村圏組合同規約の一部変更について
 - 第 6 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）
 - 第 7 陳情第 1 0 号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求
める陳情書
 - 第 8 陳情第 1 2 号 消費税 1 0 % への引き上げ反対を国に求める意見書採択の陳情
-

午前10時00分

○委員長（金谷道男） 皆さんおはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しの中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

台風、それから地震、私どもの方は今年の今頃はちょっと大変でしたけれども、今年ここまでは、なんとなく危ない危ないと言われながらも、大きな災害が無くて済んでいること、本当ありがたいことだと思いますが、本当に今回、台風並びに地震については、大きな被害がでております。本当に亡くなられた方々、そして被災された方々には本当にお悔やみと、お見舞いを申し上げたいと思います。私、特に北海道の地震を見て、私どもも、まったく活断層の上で生活しているものですので、やっぱり地震対策はしっかりと市民の方々、それぞれやっていただきたいし、我々自治運営に携わる者も本当に油断無く、対応していかなければだめだなというふうに思っています。何事も想定の中に収まる様に、想定外という言い訳は、できてからは言いますが本当は想定内の事だったということもあると思います。余談ですが昨日、土曜日と日曜日うちのほうで、鹿児島から青森までの方々も含めて来ていただいた、グランドゴルフ大会あったわけですが、すばらしい雨の中でやりまして、昨日は朝、それこそ想定してましたので、コースの変更とか、運営のタイムスケジュールの変更とかやっぱり一瞬のうちにやって、担当の役員の方々それなりにこれまでもこなしてきてますので、おかげさまでうまくスムーズに変更させて無事終了させていただいたんですが、本当にそういう危機管理ていいますか、いろんなイベントも含めて、日常生活も含めて想定しておくということが非常に大事だなと、昨日もあらためて思ったところであります。そんなことでこの後、何事も無いことをまず祈りながら、万が一のための備えもしっかりやっていきたいなということを、余談ですけれども申し上げさせていただきます。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

欠席の届出が茂木隆委員から出ておりますので、ご報告いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表に基づいて行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） それでは、審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。
舩谷総務部長、お願いします。

○総務部長（舩谷祐幸） 皆さん、おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管しております各事務事業の遂行に際しましては、ご指導ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、字の区域の変更にかかる単行案1件でございます。内容につきまして、この後、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。なお、今委員長からもお話ありました。9月6日午前3時7分に発生しました、北海道の胆振東部地震の対応につきましては、発災当日の朝、広域消防本部から緊急消防援助隊5名が、秋田港よりフェリーにて現地に向かいまして、翌日の早朝より行方不明者の捜索に自衛隊と一緒にあたっております。今朝方連絡が入りましたけれども、第2次隊が、昨日またフェリーで秋田港を出まして、昨日現地のほうで、第1次隊と第2次隊の引継ぎが行われたそうです。第1次隊は今日の朝、秋田港のほうに戻ってきております。今後、国、県からの要請によりまして、市役所からも罹災証明の発行事務、また避難者の健康相談、それから被災家屋等の被害判定診断などに対しまして、職員の派遣が想定されております。各部局に対しましては、体制をあらかじめ整えておくように指示をしております。要請があり次第、迅速な対応のもと支援活動にあたってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それではこれより審査をいたします。当委員会に付託された事件について行いますが、説明は簡潔にお願いしたいと思います。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第86号「字の区域の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） おはようございます。よろしく申し上げます。説明に入ります前に同席させております総務課職員をご紹介申し上げます。文書法制班の班長、大釜副主幹でございます。同じく文書法制班の小山田主任でございます。

それでは、議案第86号、字の区域の変更につきましてご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の議案書でございます。議案書の9ページから11ページまでをお願いいたします。

本案は、中仙中央地区農地集積加速化基盤整備事業の施工に伴いまして、従来の地形が変更されましたことから、整理後の区画にあわせて同地区の字の区域を変更する必要があり、同変更について事業実施主体であります秋田県知事から依頼がありましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

該当する区域につきましては、本日、別途お手元に配布しております総務課作成の資料をご覧くださいと思います。「議案第86号字の区域の変更について」という資料でございます。表紙をめくっていただきますと、位置図がございます。字界変更前の事業の施工区域は、中仙地域の鍵見内、長野、清水、それから豊川の各地区であります。位置はご覧の黄色く塗ったところでございますが、中仙支所の南側、道の駅なかせんの東側に位置しております。資料の2ページをご覧ください。こちらが字界を変更する区域の全体図でございます。着色された部分が字名を変更する区域でありまして、黒線が変更前の字の区域、赤線が変更後の字の区域となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

職員の入替えがありますので暫時休憩いたします

午前10時07分～午前10時09分

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。佐川市民部長お願いします。

○市民部長（佐川浩資） おはようございます。市民部所管の事務事業の執行にあたりましては日頃よりご指導賜りまして深く感謝申し上げます。

また、今次定例会に上程いたししておりました一部議案について、訂正のありましたことにつきまして、あらためてお詫びを申し上げたいと思います。

今次定例会に上程しております市民部関係の案件でございますけれども、6月21日に締結いたしました、大仙市、仙北市、美郷町2市1町によります廃棄物処理の広域化に関する協定に基づきまして、大仙美郷環境事業組合の解散及び、同組合規約の一部変更、並びに訂正いただきました解散に伴う財産処分についてと、大曲仙北広域市町村圏組合の事務の変更及び、規約の一部変更についての議案第87号から議案第90号までの単行案4件と、議案第93号、平成30年度一般会計補正予算についての、合わせて5件でございます。

この後、伊藤環境交通安全課長が単行案及び補正予算案、三浦市民課長が補正予算案についてご説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それでは、引き続き審査をいたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第87号「大仙美郷環境事業組合の解散について」、議案第88号「大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について」、議案第89号「大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について」及び、議案第90号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」の4件は関連がありますので、一括して議題といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ないようですので、本4件を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 議案説明の前に、議案第89号「大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について」の別表第1に訂正がありましたこと、深くお詫び申し上げます。議案作成にあたり、大仙美郷環境事業組合から固定資産台帳の電子データを提供して頂きましたけれども、市として財産調書の確認が不十分であったこと、また、組合債の償還金につきまして元金と利息の内訳の確認が不十分であったことにより、議案の訂正に至ることとなってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

続いて、本日出席の環境交通安全課職員をご紹介します。環境班班長の稲田主幹でございます。廃棄物班班長の佐々木主査でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第87号「大仙美郷環境事業組合の解散について」議案第88号「大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について」議案第89号「大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について」並びに、議案第90号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」の4件を一括して、ご説明申し上げます。

資料は、資料NO. 1「議案の送付について」の12ページから19ページであります。議案第89号につきましては、資料NO. 5「議案の訂正について」の2ページから4ページをご覧ください。

はじめに、一部事務組合の解散及び財産処分、共同処理する事務の変更、規約の変更につきましては、地方自治法に従い、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとともに、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、今次定例会に議案として提案したものであります。

議案の内容であります。はじめに議案第87号大仙美郷環境事業組合の解散につきましては、大仙美郷環境事業組合及び仙北市で管理運営している一般廃棄物処理施設について、平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合で管理運営することに伴い、平成31年3月31日をもって大仙美郷環境事業組合を解散するものであります。

次に、議案第88号大仙美郷環境事業組合規約の一部変更につきましては、同組合が解散した場合において大曲仙北広域市町村圏組合に事務の承継を行うため、規約の一部を変更するもので、知事の許可を受けた日から施行するものであります。

次に、議案第89号大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分につきましては、同組

合が解散した場合において組合財産を大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させるものであります。

財産処分の内容としましては、別表1に記載の大仙美郷クリーンセンターごみ処理場の敷地及び建物をはじめとする有形無形の固定資産並びに一般廃棄物最終処分場建設、第2ストックヤード建設等に係る東北財務局及び秋田県借入分の組合債の全てを大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させるほか、平成31年4月1日以降発生する大仙美郷環境事業組合に関する事務及び経費について、大曲仙北広域市町村圏組合の負担とするものであります。

次に、議案第90号大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更につきましては、大仙美郷環境事業組合及び仙北市で行っている一般廃棄物処理施設の管理運営を平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合で行うため、共同処理する事務を変更するとともに、規約の一部を変更するもので、知事の許可を受け平成31年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっとお聞きします。組合債の未償還部分についてお聞きしますが、これ仙北市が加入することによって、仙北市も抱えている未償還部分もあると思うけれども、この3つが合併することによって、未償還部分というのは減るのか増えるのか、そこら辺の判断はなんと見てますか。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 組合債につきましては、大曲仙北広域市町村圏組合に引き継いだ後も、大仙美郷環境事業組合に係る組合債は大仙市と美郷町で負担することになります。仙北市につきましては、組合債について償還が終わっておりますので残高はございません。ですので、今回引き継ぐ組合債について大仙市の負担が減るということはありません。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

- 委員（本間輝男）　　ということは、組合の償還については仙北市はないと、大仙美郷については従来どおりの未償還部分を償還していくということでもいいすな。
- 委員長（金谷道男）　　はい課長。
- 環境交通安全課長（伊藤敬）　　はい、そのとおりでございます。
- 委員長（金谷道男）　　本間委員。
- 委員（本間輝男）　　もうひとつ。もうひとつは合併するまで、この組合そのもので、それなりの利益等があった場合どういう処理でいくとか、ゼロでやってきたのか、差し引きゼロなのか、それなりに留保財源持ってたのか、その辺のちょっと説明願います。
- 委員長（金谷道男）　　佐川部長。
- 市民部長（佐川浩資）　　環境事業組合の決算につきましては、例年剰余金は生じております。その剰余金につきましては翌年度の繰り越し財源ということで、一般財源として扱っております。確かに剰余金は生じておりますけれども積立金という形で所有していることではなくて、あくまでも翌年の一般会計の中で、組合の会計の中で処理しているということでございます。
- 委員長（金谷道男）　　本間委員。
- 委員（本間輝男）　　だとすれば、仙北市においても当然繰り越し財源としての剰余金が出ているので、そこら辺の話し合いはきちんとしたというふうに解釈していいすな。
- 委員長（金谷道男）　　はい部長。
- 市民部長（佐川浩資）　　そのとおりでございます。
- 委員長（金谷道男）　　いいすな。ほかに質疑はございませんか。
- 委員長（金谷道男）　　本間委員。
- 委員（本間輝男）　　合併する将来構想の中で、ごみ処理場の建設ということも将来構想の中に入っていると思うんだけど、そこら辺について仙北市との協議されたのかどうか、我々の方も、四ツ屋地区にある焼却場も、我々の委員会でも色々見てきてる中で、やっぱり30年位がひとつのめどだという中で、次の世代を見て広域として、どういうふうな形でいくのか、そこら辺の話し合った経緯があるのかどうか、そこら辺をちょっと説明願います。
- 委員長（金谷道男）　　伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬）　ただ今の新たな施設の建設につきましては、この後広域化後に、最初の5年間で大仙市、仙北市、美郷町の中で協議していくということになっております。

○委員長（金谷道男）　本間委員。

○委員（本間輝男）　西根で持つストックヤードもそろそろ限界に来ているのはもう見えてる中で、やはり早急に焼却場そのものもだけでも、ストックヤードそのものも、やっぱり考えなきゃならない時期にきていると私なりに見えています。そういう点では10年後にやる事業と、5年先にやらなきゃいけない事業と、区別するような時期きたようなきしてならない訳ですな。西根の処理場だっ行って見れば分かります、半分くらい埋まっているような状態で、将来構想の中でそういうものは5年後にはこれやる、10年後には本体にかかるのか、そういう構想があるかどうか、部長の答弁でも結構です。ここの部分大事な事ですのでお聞きします。

○委員長（金谷道男）　佐川部長。

○市民部長（佐川浩資）　広域化になりまして、31年4月から広域化なるわけなんですけれども、前期、中期、後期5年ずつのスパンを設けまして、広域化後にそれぞれのあるいはし尿処理場、それから焼却施設等の建設計画持っています、その5年のスパンでもって広域市町村圏組合の中で、当然構成市町村も加わってまいりますけれども、その中で協議して将来的な負担も決めていくというような、これまでの検討委員会等で話し合われておりますし、広域化構想の中でこれまでも各組合議会、あるいはこの間の議員の皆様に対しましての説明会の際にも説明申し上げたとおりの内容となっております。そういうことでご理解願いたいと思います。

○委員長（金谷道男）　いいすな。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　討論なしと認めます。これより採決を行います。

本4件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第93号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに三浦市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 説明に入ります前に本日同席の市民課職員をご紹介します。

保険班班長の佐々木参事です。同じく保険班柴田主査です。

議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の内、市民課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料No. 2、9月補正、補正予算書の12ページをお開き願います。

主な事業の説明書の方は、資料No. 2-1の2ページでございます。

3款民生費、1項8目10事業、医療給付費事務費、委託料664万2千円の補正でございます。財源は、すべて一般財源でございます。内容につきましては、事業説明書によりご説明申し上げます。

市では子育てしやすい環境づくり推進のため、対象者に福祉医療費受給者証を交付し、医療費の自己負担分の助成を継続して行ってまいりました。平成31年5月の元号改正に対応するため、現行の福祉医療システムの改修を計画しましたが、現行システムは開発元のサポートがすでに終了しておりまして、システム保守業者による改修では新元号への対応が不完全なものとなるため、システム更新予定を前倒しして実施いたしたく、今回補正をお願いするものでございます。

現行システムは、市の基幹系システムとは別のシステムとなっております。対象者の住基情報を、随時または日次の連携処理で取り込んでおりますが、市の基幹系システムに標準仕様として福祉医療の機能を追加することで、新元号への対応が可能になり、連携処理も不要となることで、業務の効率化が図られることとなります。

今回の補正は、データ移行費として委託料の補正をお願いしておりますが、システム導入費、2,280万円につきましては、平成31年度から平成35年度までの債務負担行為の追加をお願いするものであります。

以上ご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に、伊藤環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の環境交通安全課所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、上淀川エコ対策コミュニティセンター管理費について、ご説明申し上げます。

資料No.2、平成30年度大仙市補正予算、予算に関する説明書付、9月補正の13ページ、4款1項7目20事業の上淀川エコ対策コミュニティセンター管理費、及び資料NO.2-1事業説明書の3ページをご覧ください。

補正額は369万8千円で、補正後の額を785万3千円とするものであります。

事業の計画につきましては、上淀川エコ対策コミュニティセンターは、平成14年12月に設置された施設で、平成18年度から地元の上淀川町内会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってきており、公共施設等総合管理計画に基づき、平成31年度に同町内会へ譲渡する予定となっております。

事業の概要及び補正内容であります。譲渡にあたって、町内会より、およそ10年は使用できるよう修繕を行うことが条件として提示されていることから、平成30年度当初予算において屋根塗装改修工事、畳の表替え、8帖ある小会議室のエアコン取替工事を予定しておりましたが、当初予算編成後に40帖ある集会室のエアコンの温度が上がらない不具合が生じました。

設置してから16年が経過する当該エアコンは、冷房は電気で、暖房は灯油で稼働するもので、現在は部品製造が行われていないため、施設の譲渡にあたり今後10年の稼働を保証できず、また、現在と同じ性能を持った施設として引き渡すため、冷暖房を電気で稼働する寒冷地仕様エアコンへの取替が必要となったことから、実施設計業務委託料及びエアコン取替工事費の合計369万8千円を補正するものであります。

次に、一般廃棄物最終処分場廃止事業費について、ご説明申し上げます。

資料No.2、平成30年度大仙市補正予算、予算に関する説明書付、9月補正の4ページ、第2表継続費補正、13ページ4款2項1目21事業の一般廃棄物最終処分場廃止事業費、及び資料NO.2-1事業説明書の4ページをご覧ください。

補正額は203万円で、補正後の額を5,950万円とするものであります。

事業の計画につきましては、市内7箇所の一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、周辺環境の保全に配慮した閉鎖整備を実施することとなっております。

事業の概要及び補正内容であります。26年度に作成した「一般廃棄物最終処分場廃止事業計画」に基づき、29年度から中仙一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備工事に着手し、30年度には大曲一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備工事に着手することとしております。

今次定例会で補正をお願いしております。中仙一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備工事ですが、法面整形時に当初覆土範囲としていない最終処分場の北から西側にある道路際の斜面および、南側にある道路際の斜面4箇所から廃棄物が確認されたため、最終覆土範囲が当初より400立方メートル増加したことに伴う増工費及び最終処分場南側の斜面3箇所で雨水集排水設備の一部20メートルに補修が必要な箇所が見つかったことに伴う増工費の合計203万円を補正するものであります。

また、中仙一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備工事は29年度及び30年度の2カ年の継続事業としており、継続費につきましても同額を補正し、補正後の総額を4,592万4千円とするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 上淀川エコ対策コミュニティセンターについてですけれども、譲渡するための条件として、10年間使用できるようにして欲しいというふうなことなんですけれども、年間2,041人というふうなことでの利用状況のようなんですけれども、屋根改修なんかも含めてこれから修繕費さうとう掛かるわけなんですけれども、部落の集会所、地区の大事な集会所これだけ経費をかけてしっかり直すというふうなことで、まだこうした譲渡施設について、こういう改修をしなければならないという施設、これはまずエコ対策コミュニティセンターだからここにかかったような感じなんですけど、そのほかのそうした公共施設等管理計画の中で譲渡を条件として、譲渡するための条件、施設改修というふうなことで、これだけの経費を掛けなければいけない施設がまだほかにあるのかどうか、もしお分かりでしたらお願いしますというふうなこと、そして10年というふうに言っているその根拠ですけれども、30年とか使用で

きるようにっていうふうなだったらよく分かるんですけども、10年というふうな、これをだしてきたその10年というふうな、なんか根拠てなんなのか。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 始めのご質問の公共施設で、ほかに修繕した上で譲渡する物件があるかどうかというお話しでしたが、その点につきましては私のほうでは今現在ちょっと把握してございません。2点目の譲渡にあたっての10年使用できるような状態にしてという、この10年の根拠なんですけれども、設備の耐用年数を参考に10年間という設定がされたもののようであります。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ公共施設の管理で、指定管理から指定管理を解除して市に戻したというのが1、2施設あるわけですけども、この10年間後の、この上淀川の集落がしっかりと町内会がこの維持管理するという10年以降も、しっかりと管理するというそういう担保があるのかどうかそこらへん。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 書類上書き残してある、10年以降も使用していくという事で書き残しているものは現時点ではございません。これまでの話し合いで、10年以降も引き続き自治会のほうに譲渡、管理していただくという前提で譲渡を進めておりますので、実際にこの後譲渡手続きは平成31年度から、31年4月1日からの譲渡を、今予定しておりますのでそのときに改めて、また引き受け先、譲り受け先の町内会の方と、そこらへんをはっきりさせていきたいと思っております。

○委員長（金谷道男） いいですか。ほかにございませんか。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 同じこと聞きます。今補正対応して785万3千円を予算としてみるんですけども、これいろんな意味で一般財源から出していることも事実なんですけども、公共施設等の基金から出すようなことではないという解釈だでな。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 当初予算ではこちらは基金のほうで、予算措置しておりました。今回補正予算につきましては。

○委員長（金谷道男） 暫時休憩します。

午前 10 時 37 分～午前 10 時 38 分

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を行います。

伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 今回の財源につきましては、当初予算では基金から充当してはいますが、今回の補正予算につきましては、一般財源の方を手当てしていただいたので、今回は一般財源の充当しております。この後、当課の方で同じように譲渡する施設、管理している施設というのはございませんけれども、一般財源でいくか基金を充当するかという点につきましてはもう一度方針をはっきりさせていく方がいいと、そのようにしていきたいと思っています。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 後ろに支所長方も控えている中で、伊藤課長どこ責めであるんでなくて、ほかの地域、神岡、西仙、南外とか協和地区だけでなく、やっぱりいろんな施設があるので、そういう点でもやっぱりこれ市民部としてのやっぱり基本的な姿勢ないと、これは一般財源でもっていく、これは基金でいく、ていうようなことでいたら大変でねがなというところ、心配されるのであえて聞きました。結構です。もう一つ、経過 16 年しかないなので、地方債が 3, 160 万円の地方債があるんだけど、これ残債残ってるかどうか確認します。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 平成 29 年度では償還済み、となっておりますので残債はございません。

○委員長（金谷道男） いいすな。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） まず委員会の審査とは関係なくなるかもしれませんが、今回のこのエコ対策コミュニティセンター管理費に関わって、当初予算に屋根の塗装で 287 万というふうなものがもられてて、譲渡施設についてはこれだけの投資をして、譲渡に値する施設に改修するというふうなことができてはいるわけですが、現実的には教育委員会施設、特に太田町の中学校の屋根だとか、そういったところでの塗装がなかなか要望にこたえられていない、予算が高いとかというふうなこともあるわけですが、譲渡に関する施設についてはこれだけの補填をやるけれども、既存の教育施設についてはそうした状況はまず放置されているというふうなことは、一刻も早く改善させていた

だくように、これはエコ対策センターなのでここに計上されておりますけれども、実質そうした公共施設の管理となんら変わらない、そうしたものですので、そういう立場からこれを関係予算としてそういう問題が見受けられますので、是非とも改善方図っていただきたいというふうなことを総務の方からも、民生の方からも声が出たということを書いてください。

○委員長（金谷道男） 答弁は難しいんでねが。

○委員（佐藤文子） こういう要望が出たと関連して、そういうふうなことです。

○委員長（金谷道男） というようなことですけど。私は地元の声が出たので本当声を大にして言ってもらって良かったし。既存の公共施設の塗装もやっぱり本当やって欲しいなと私も思います。というような意見が出ましたということをご皆さんで確認させていただきたいと思います。

ほかにありませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 市民課長、システム導入機能追加で債務負担行為5年うってあるんだけど、これ年次で均等に5年割ってるんだしか。2, 200何万を。

○委員長（金谷道男） 市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 均等に5年間ということ。

○委員（本間輝男） これ均等にできるもんだ。

○市民課長（三浦幸子） できます。年額でいきますと約450万の弁済となります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 早くこの機能が、早くできれば縮めるという解釈はしねしが。債務負担行為で5年てばよ。

○委員長（金谷道男） 市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 2, 280万ていうのが新しいシステム全体にかかる費用ですので、そちらを分割して5年間で返済するという計画になります。

○委員（本間輝男） 5年もかかってやるんだべな。まずえっし。

○委員長（金谷道男） 暫時休憩します。

午前10時45分～午前10時47分

○委員長（金谷道男） 会議を再開します。

佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 中仙の最終処分場の閉鎖整備なんですけど、当初想定外のところに埋め立て分が見つかったというふうなことなんでしょうけれども、これってだいぶ前にもう計画進めてきたことなんですけど、その当時にはこんなところに埋まってなかったんだらうというふうなことで、想定外というふうなのは結局はなんかこれまで埋め立てしてたものは、その部分については若干なんていうか違法というか、なんか埋めちゃなんないところまで埋めてた、というふうなことで捉えられるものなのかどうか、どうして今こういうふうなこと分かったのか。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） 埋め立てカ所がどうしてこの想定していないところに出てきたのかというお話しなんですけれども。計画を作るにあたりまして現地調査の方はもちろん行っております。ただ中仙の最終処分場につきましては、埋め立て状況を記録した資料というものが無い状態です。今回ですねその廃棄物が出てきたカ所というのが、道路の際でそこからゴミを廃棄するというのがそれは違法だという訳では無いんですけども、通常であれば、その際から直接投げ込むんじゃなくて、その処分場の中に車で乗り入れてその中に埋めると、あまりその道路際から直接投げ込むというやり方は一般的で無いもんですから、当然ていいますか資料も廃棄物処理の状況を記した資料も無かったもんですから今回当初想定していなかったと、そういうような状況でございました。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） そこに投棄する時点では車を乗り入れてまず投棄するていうふうなのが通常の廃棄の仕方だていうふうなのが、ちょっとやっぱり道路から直接ポイ捨てでない、やってしまうようなていうふうなことが普通に問題なかった時代なんですかね。そういう法律的にていうかなんかおかしいじゃないですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） それが違法かどうかということではなくて、廃棄物の上に土を埋めなければいけないというそういう作業がでてくる時に、道路際から直接投げ入れた時に、その上から土をかぶせる作業、それをならしていくというそういう作業がやりづらいのであまりやっていないという、そういうことですね。効率良くやっていくには処分場の中に車両で乗り入れてゴミを落として、それをならしたうえでその上に土

をかぶせていくと、そういう作業が効率がいいもんですから、違法では無いですけどもあまりその効率の良くない投げ方、廃棄の仕方をしてたと、そういうような状況でございます。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） こういう事例は、今後大曲だとかなんとかそういったところにはまず見受けられないと、いうふうに思っている訳ですね。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○環境交通安全課長（伊藤敬） その状況につきましてこの後、同じようなカ所がほかの最終処分場に出ないということはちょっと、全体を計画作る時点で中仙以外の処分場につきまして実際に現地で掘削しているわけではございませんので、今これ以外は出ないというのは、ちょっとはっきり現時点で申し上げられないのが正直なところです。

○委員長（金谷道男） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第10号「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書」を議題といたします。

本件については、当局より参考意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がないようですので、当局より参考意見をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。俵谷消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） 始めに同席しております職員を紹介いたします。
消費生活班班長板垣主幹でございます。

それでは、秋田弁護士会の陳情に関して参考意見を述べさせていただきます。

秋田弁護士会においては、消費者問題に対して大きな関心を寄せていただいております。年5回秋田弁護士会と県内の消費生活相談員との意見交換会を開催するなど、消費生活相談員と弁護士相互の情報交換の場を提供していただいております。

交付金について申し上げますと、大仙市においては、平成23年度に消費生活相談室が設置されて以来、これまで地方消費者行政推進交付金を活用しながら、相談窓口の機能強化を図ってまいりました。大仙市の消費者行政予算約550万円の内、約400万円は専門の相談員2名を雇用するための人件費が占めておりまして、その財源は地方消費者行政推進交付金であります。しかしながら、この人件費にかかる交付金の活用期限は平成31年度までとなっており、その後は全額一般財源での対応となる見込みであります。交付金を今後も継続して活用できるよう大仙市消費生活センターといたしましても、平成28年度から平成29年度までの2年間、県の市長会をとおして交付金の活用期限を撤廃し、恒久的な財政措置とするよう国に要望してきた経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。それでは今の参考意見も参考にしながら委員の皆さんのご意見を伺いたいと思いますのでよろしく願いをいたします。
どなたかお願いします。

参考までに、400万円は100%、交付金なんで100%。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） 国の消費者行政推進交付金は事業費の2分の1を交付するというものなのですが、秋田県においては残りの2分の1を県が上乗せして交付しておりますので、市町村に入るときには100%全額の交付の補助ということになっております。

○委員長（金谷道男） はい、分かりました。

どなたか委員の方ご意見お願いします。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） はい、というご意見が採択のご意見が出ていますが、ほかのご意見をお持ちの方。いいすかな。はい。

○委員（本間輝男） これあの消費税が上がるという問題と、ちょっと当局にお聞きいたします。消費税が仮に10%に上がったということと、この減額というか廃止、31年度から廃止なるというのとどういふ関連あるしか。そこちょっと重要な問題なのでちょっと参考意見お聞かせください。

○委員長（金谷道男） 俵谷所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） この交付金が、終了するという期限と消費税10%になるということは直接関係無いというふうに認識しております。直接の消費税が10%に上がるという問題については交付金の説明の中には一切出てきませんので、この期限は当初国のほうで定めた交付期限、通常7年間、最初に交付を受けてから7年間で期限をむかえると、大仙市もそうなんです、市長が消費者行政を今後も推進するという意思表示をした自治体にのみ、2年間延長するという特別措置がございまして、大仙市の場合は、市政方針のほうにもりこませていただいておりますので、9年間といふことで承認いただいておりますので、始めに交付を受けてから9年間の期限をむかえるということで、今回31年度で終了するというところでございまして、消費税のほうとは直接関係は無いというふうに認識しております。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 消費税に関して市町村に還付金が入ってくるんだけど、これが仮に10%になったとき、代替財源として入ってくる可能性は無いすか。所長がそういうことここではっきり言えるとは思えないけれども、ただ代替財源というのがどこか出てくるような気してならないんだけど、そこちょっと見通し。

○委員長（金谷道男） 俵谷所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） この交付金につきましては、平成29年度から随時全国的に補助金の活用期限をむかえる、平成29年度で終了するという自治体が出てきておりますが、平成28年度に国の補助金に関する説明においては、期限をむかえれば、もう延長はしないので一般財源での対応をお願いしたいと、そういう国からの説明でございましたので、国では期限をむかえた段階ですべて一般財源での対応をお願いしたいということでございました。

○委員長（金谷道男） 消費税とはあまり関係無いということのようでございますね。

いいすかな。

それではこれより、お諮りいたします。これより採決いたします。

本件は、「採択」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、「採択」すべきものと決しました。

ただ今、陳情第10号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○委員長(金谷道男) ただ今配付いたしました意見書案は、陳情者からの出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りしました意見書案ご一読いただきたいと思います。この意見書案についてのご意見を伺いますがご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議がないようですので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長(金谷道男) 次に、陳情第12号「消費税10%への引き上げ反対を国に求める意見書採択の陳情」を議題といたします。

本件に関してご意見をいただきたいと思います。委員の皆様お願いいたします。佐藤清吉委員。

○委員(佐藤清吉) 確認したいんだけども。秋田県商工団体連合会というのはどういう組織なんですか。例えば秋田県商工会連合会というのは分かるんだけども、商工団体連合会というのは、初めて聞いたような、聞き覚えのない名前んだけども。

○委員長(金谷道男) これは誰さ確認するたて、議員で確認するしかね。

出てきてるということは実在している団体なので議長受付したと思うので。

○委員(佐藤文子) いろんな商工団体だとか、医療団体だとかいろんな団体があるわけですけど、そうした全国商工会議所だとか、そういうふうなところに所属しながらも、こういった団体にも所属しながら、こうした中小企業の経営活動、あるいは国民の経済活動にとっていろんな政治の動きとかかわりで運動を行っているかたっていっぱいいる

わけですね。そういうふうな団体の人だというふうに私は思っております。医療団体だっているんな団体がありますし、弁護士だっているんな団体があると思います。

○委員長（金谷道男） 暫時休憩いたします。

午前11時05分～午前11時07分

○委員長（金谷道男） それでは会議を再開いたします。

本件に関して、皆さんからのご意見をお願いします。

○委員（佐藤隆盛） 私はこの内容を見て、願意妥当ということで採択すべきだと思います。

○委員長（金谷道男） はい、採択すべきというご意見が出ました。

ほかにございませんか。佐藤清吉委員

○委員（佐藤清吉） これ今実際に来年の10月からやっていこうやという、ほぼ固まりつつあることなんで、別にそれを皆さん望む方々もけっこうおることなので、この陳情書ていうのは不採択すべきものだと思います。

○委員長（金谷道男） 不採択のご意見も出ました。

ほかの委員の皆さんどうでしょうか。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） この10%への消費税率の引き上げは、これまで2回先送りされてきた内容で、最初は1年半延ばす、ついには2年延ばすというふうになってきたわけですが、その理由はなんといっても国民消費がまったくあがらないと、で景気が良くなれないというふうな中で、やっぱり国民の運動におされて10%への増税が中止されてきた関係もあるわけですが、じゃ現在はどうかといえ、いろんなテレビなどでも大企業の企業活動は少しずつ上向きというふうになっておりますけども、やっぱり個人消費、それから所得これはまず横ばい、あるいは若干の低下というふうなのが、実態が進んでいるわけで、前回の見送りというふうなことを決めた時点から、なんら状況は変わってないというふうなことで、やっぱり今ここでまた2%引き上げてしまうというふうなことをやれば、以前の国民消費が一気にまた低下する、経済が悪化するというふうなことは明らかですので、是非とも採択してもらいたいと思います。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さんどうでしょうか。はい、高橋徳久委員。

○委員（高橋徳久） 私は、言わんとするところは、なるほどと思うところもかなりあるわけですが、先程、佐藤委員もお話しされましたとおり、もうこれは国のレベルのことで、かなり前からもうやる、やる、やると言っていることですので、しかも消費という点から考えれば大変きびしいとなるということも想定をされますが、国全体ではやはり上げたほうが良いという判断のもとでのやるという、体制になるというふうなことですので、それに対しては、私は逆にこちらを不採択にするべきだというふうに思います。以上です。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） ここに書かれておることは、消費税10%上がると全て悪くなるというような前提のような書き方しております。たしかに国民広く浅く税金とるとということは別に悪いことではないんだけど、この一自治体で、8万人の自治体で消費税反対しても、私としては、やっぱりこの消費税10%というのは国の国策のような気してならねしもん。だから私は、採択、不採択よりも自治体に馴染むかなというのが私正直なところ。ですから私はこれ保留でば大変不調法ですけども、あと委員長の決裁さお任せしたいと思います。これやっぱり我々自治体でやっても、国の政策がやっぱり1番でねしか。国で決めることだし。ただ私の個人的な意見ですので。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんね。意見はだいたいそれぞれ出していただきましたので、このまま話をしてもなかなか合意は整わないのかなという感じがしますので、ルールにのっとって進めさせていただきたいと思います。

採択と、不採択という意見が出ているというふうに考えましたので、これより、挙手により採決ということにさせていただきたいと思います。

本件を、「採択」することに賛成の方、挙手願います。

（挙手 2人）

○委員長（金谷道男） 賛成少数であります。よって本件は、「不採択」とすべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対して、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長(金谷道男) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(金谷道男) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり大変ご苦勞様でございました。

午前 11 時 13 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長